

腐敗防止方針および対策

西武グループでは、グループの経営理念および経営方針である「[グループビジョン](#)」と、グループのコンプライアンスに関する基本原則を定めた「[西武グループ企業倫理規範](#)」（同規範）のもとすべての事業・サービスを提供しています。さらに、すべての役員・従業員が業務を行う上で守るべき事柄を「[西武グループ行動指針](#)」（以下、同指針）にて定めています。具体的には、法令・通達・社内規則等を遵守することは勿論のこと、反社会的勢力等に対しては毅然とした対応をし、これらの勢力の活動を助長するような行為を一切行わないことや、社会的な良識な範囲を超えた贈答や接待を受けず行わないこと、政治家や公務員に対し節度ある関係を守り、社会から不信を招くようなことは行わないことなどの、あらゆる腐敗防止に向けた姿勢を示す具体的な指針としております。また同規範と同指針は取締役会の監督のもと運用を行っております。

また、特にあらゆる調達に関して当社グループが遵守すべき事項を定めた「[西武グループサステナブル調達方針](#)」、および協力企業（お取引先）の皆さま[※]へのお願いを定めた「[西武グループサプライヤーガイドライン](#)」を定めています。マネーロンダリングや横領、汚職、贈収賄、恐喝等あらゆる腐敗行為防止に向けた当社の姿勢を明記すると共に、協力企業の皆さまへの呼びかけも行い、サプライチェーンも巻き込んだ取組みを行っております。

※代理店・コンサルタントなどを含む

【具体的な対策】

〈教育・啓発〉

同指針にて掲げた腐敗防止に向け、当社グループの役職員向けに「コンプライアンスマニュアル」や「コンプライアンスカード」を配付すると共に、定期的にコンプライアンスに関するeラーニングなどの研修を実施する等を通し、社内向けの教育・啓発活動を行っております。

〈贈答・接待に関するガイドライン〉

贈答接待に関しては役職員向けに、社会通念上の範囲内であるかを判断するうえでの「基本的な指針」としてガイドライン（以下、同ガイドライン）があり、協力企業や官公庁職員との適切な関係について定めています。同指針では、事実に基づく適切な報告と記録を行うことを定めており、同ガイドライン内でも例えば贈答・接待を行う際には原則として事前の社内決裁を行うことや、贈答・接待を受けた日時・相手先・金額等を逐一記録し、適切に報告を行うことなどを定めております。

〈違反時の対応〉

なお、万一、腐敗行為を始めとした不正行為を役職員が行った場合は、厳正な調査を行うと共に、法令や社内規程への違反が認められた際、社内規程に基づく懲戒処分を行うこととしております。

〈推進体制〉

その他、社内の問題を早期に発見するために設けられた「企業倫理ホットライン」に通報された腐敗行為などの事例については、誠実に調査を行い、その内容は「西武グループ企業倫理委員会」（以下、同委員会）に報告されます。同委員会には、代表取締役社長を含むグループ各社社長や社外の専門家が在籍しており、企業倫理に関する問題解決および再発防止策の検討を行っています。また、同委員会にて議論された内容は取締役会にも報告をされております。

当社グループのコンプライアンスを始めとした腐敗防止に向けたガバナンス体制や、その他の具体的な取組みは[こちら](#)をご覧ください。

以上